

介護保険サービス事業者等に対する指導・監査について

介護保険制度の適正な運営の確保を図ることを目的とし、市町村は、介護サービス事業者等に対し、以下のとおり介護保険法に基づく指導・監査を行っております。

1 集団指導

指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導など**制度管理の適正化**を図るため、一定の場所に介護サービス事業者等を招集して実施します。

2 実地指導

政策上の重要課題である「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」、不適正な介護報酬請求の防止のため、**よりよいケアの実現**に向けて、介護サービス事業者等の所在地において、関係書類を基に実地指導を行います。

なお、実地指導の際に著しい運営基準違反が認められ、利用者に生命の危機がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更します。

3 監査

監査は、介護サービス事業者等が行う介護給付対象サービスの内容について、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握するために行います。

事前通知を行わない監査・実地指導について

名古屋市では、事業所の運営状況をより厳密に把握するため、事前通知を行わない監査を行っております。また、高齢者虐待との関連が疑われる場合など、事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通知を行うことなく、実地指導を実施することがあります。

このような対応は、介護サービスの質の確保及び介護保険事業の適切な運営に必要不可欠と考えております。介護サービス事業者等の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

※ 監査において正当な理由のない拒否、虚偽の報告又は答弁を行った場合、事業者だけでなく、拒否等を行った個人が以下の条文により罰則を受ける可能性があります。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の規定に違反したとき。

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第九十九条第二項又は第百五条において準用する医療法第九条第二項の規定に違反したとき。

【参考】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、有料老人ホームについては、介護保険法に基づく指導・監査のほかに、以下のとおり老人福祉法に基づく監査・立入検査を実施します。原則、実地指導と同日実施です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法第 18 条の規定に基づき、施設の適正な運営を確保することを目的として、社会福祉施設指導監査を実施します。

1 一般監査

施設の運営全般について、定例監査を実施します。また、定例監査の改善報告について、確認・指導の必要がある場合は確認監査を実施します。

2 特別監査

不正若しくは著しい不当・重大な基準違反の疑いがあると認められる場合、度重なる一般監査によっても改善がみられない場合、正当な理由なく一般監査を拒否した場合に実施します。

有料老人ホーム

老人福祉法第 29 条の規定に基づき、有料老人ホーム入所者の福祉の増進及び有料老人ホームの安定的かつ継続的な事業運営の確保を図るため、有料老人ホーム立入検査を実施します。

1 一般立入検査

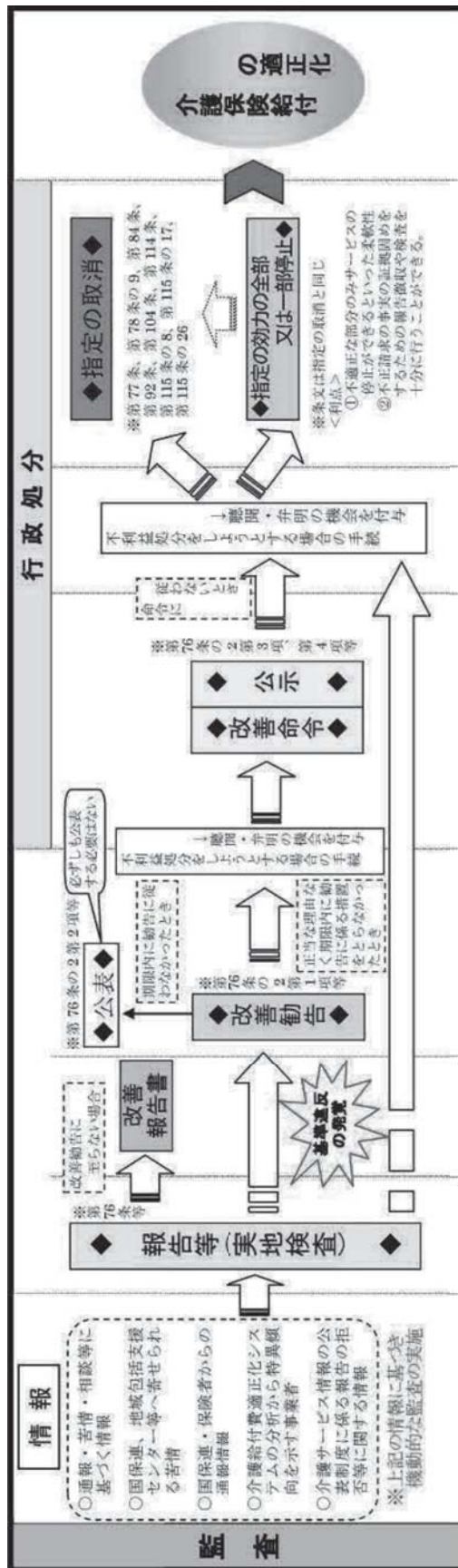
施設の運営等全般について、定期的に立入検査を実施します。

2 特別立入検査

運営上、不正又は著しい不当の疑いがあると認められる場合、老人福祉法・名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針その他遵守すべき法令等に関する重大な違反の疑いがあると認められる場合、度重なる一般立入検査における指示によっても改善されない事項がある場合などに実施します。

都道府県・市町村が実施する指導・監査について

指導にあたっての基本的方針		効果
集団指導	制度管理の適正化のため ①指定事務の更新に際しては、都道府県及び市町村で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。 → 指定事務の更新に際しては、指定の更新制の説明 → 指定及び指定の趣旨・目的の周知及び理解の促進 ②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 → 監査指導の権限行使の考慮 ③不正防止 → 不正防止の権限行使の考慮 → 都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習	制度管理の適正化 不正の防止
	実地指導 市町村が実施。必要に応じて厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。 ○高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの実態についての理解の促進、防止のため の取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に関する理解を求めるとともに、生活支援 に基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるとともに、生活支援 のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現 に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施する。 ○各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供が されているか、他職種との協働が行われているかなど同様の加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒ アリングし、請求の不適切な取扱いについて是正を指導する。	ケアの実現 よりよい
※ 運営基準違反又は不適切な請求等が確認された場合 → 一般行政指導（必要に応じて過誤調整） → 監査への変更（利用者の生命等に危険がある場合など）		



※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）

介護保険サービス事業者の指導状況

実施件数

区 分		平成29年度実施数	
		実地指導	監査
サ ー 施 ビ 設 ス	介護老人福祉施設	48	8
	介護老人保健施設	25	6
	介護療養型医療施設	3	0
	小 計	76	14
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	103(78)	7
	訪問入浴介護	0	0
	訪問看護	10	1
	訪問リハビリテーション	0	0
	居宅療養管理指導	0	0
	通所介護	34(28)	1
	通所リハビリテーション	0	0
	短期入所生活介護	58	12
	短期入所療養介護	26	6
	特定施設入居者生活介護	4	4
	福祉用具貸与	1	0
	特定福祉用具販売	1	0
	小 計	237(106)	31
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0
	地域密着型通所介護	56(51)	1
	認知症対応型通所介護	0	0
	小規模多機能型居宅介護	5	3
	認知症対応型共同生活介護	10	9
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	18	5
	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0
	小 計	89(51)	18
介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	98(75)	6
	介護予防訪問入浴介護	0	0
	介護予防訪問看護	8	1
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	0	0
	介護予防通所介護	33(28)	1
	介護予防通所リハビリテーション	0	0
	介護予防短期入所生活介護	56	12
	介護予防短期入所療養介護	26	6
	介護予防特定施設入居者生活介護	3	3
	介護予防福祉用具貸与	1	0
	特定(介護予防)福祉用具販売	1	0
	小 計	226(103)	29
サ ー 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5	3
	介護予防認知症対応型共同生活介護	10	9
	介護予防地域密着型通所介護	54(49)	0
	小 計	69(49)	12
居宅介護支援		118(101)	0
介護予防支援		0	0
配食サービス		0	0
合 計		815(410)	104

※介護予防含む実施数

※監査は出頭監査を除く実事業所数

※平成29年度の居宅介護支援、(予)訪問介護、(予)通所介護、地域密着型通所介護の(予)内は名古屋介護事業者指定指導センター実施分を再掲したもの

※介護予防訪問介護は総合事業(予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス)を含む

※介護予防通所介護は総合事業(予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)を含む

主な指導内容

各サービスに共通して、指摘することが多い事項を以下に例示しました。
サービスごとの詳しい指導内容は運営の手引きをご覧ください。

分類	指導に該当する状況	解説
人員関係	・ 指定基準の従業者として勤務する法人役員や管理者その他の従業者（非常勤の者を含む）のタイムカードや出勤簿がなく、勤務実績を記録していない。	・ 給与管理上は勤務実績が不要な法人役員も含め、人員基準上必要な人員配置がなされているかを確認できるよう、全従業者のタイムカードや出勤簿を整備し、勤務表（実績）と併せて勤怠管理を確実に行ってください。 ・ 社会福祉法人の役員報酬の支給にあたっては勤務実態を確認できる書類を整備してください。
	・ 2職種兼務している従業者が、勤務表上、それぞれの職種で何時間ずつ勤務したのか明確にされていない。	・ 職種ごとの配置基準を満たしているか確認できるように、勤務表は職種ごとに勤務時間を分けて記載し、兼務関係を明確にしてください。
	・ 一部の従業者の、雇用関係及び資格が証明できる書類が確認できない。	・ サービス提供は当該事業所の従業者が行わなければならない、また事業者は従業者の勤務の体制を定めておかねばなりません。全ての従業者との雇用関係が証明できる書類を事業所に備えてください。 ・ 資格が必要な職種については資格者証の写しを事業所に備えておいてください。 ・ 管理者は雇用契約期間や資格の有効期間が切れていないかも確認してください。
	・ 利用者又はその家族の秘密に関する従業者の守秘義務について、従業者と誓約書の取り交わしをする等の措置を講じていない。	・ 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけません。また、事業者は、従業者であった者が利用者およびその家族の情報を漏洩することがないように、必要な措置を講ずる必要があります。雇入れ時に全従業者と秘密保持の誓約書を取り交わし、違約金の定めを置く等の措置をとってください。その際、「在職中のみならず退職後も同様に、利用者およびその家族の秘密を漏らさない」といった内容を忘れず記載してください。
	・ 高齢者虐待防止に係る研修を実施すること。（施設・居住系サービス）	・ 高齢者虐待防止法において高齢者虐待防止の措置を講ずることが義務付けられています（法２０条）。従業者に対し、高齢者虐待防止に係る研修を実施してください。その内容としては、高齢者虐待の分類・要因などだけではなく、通報義務・不利益処分の禁止等を含めるようにしてください。 ・ 居宅系サービスであっても住宅型有料老人ホームを併設しているような場合は、研修を実施してください。

分類	指導に該当する状況	解説
運営関係	・通常の事業の実施地域や営業時間、料金等について、重要事項説明書と運営規程の記述が異なる。	・利用者とのトラブルを避ける意味でも、重要事項説明書及び運営規程の記載に齟齬がないよう留意してください。なお、運営規程を変更する場合は、名古屋市介護事業者指定指導センターへ変更届を提出してください。
	・サービス担当者会議等で利用者本人の情報以外に利用者家族の情報も用いるが、利用者本人からしか個人情報使用の同意を得られていない。（介護保険3施設を除く）	・業務上、利用者家族の情報を使用する場合は、利用者本人とは別に家族の同意が必要です。利用者本人の同意にかかる「代筆者」欄とは別に「家族」欄を設け、そちらに家族の同意署名をとってください。
	・ヒヤリハット事例の記録が少なく、事故との分類もなされていない。	・事故を最小限に減らすためには、ヒヤリハット事例の収集、分析が重要です。全従業員が気づきの意識を持ち、事例を共有することができるよう呼びかけ、様式を整備してください。なお、ヒヤリハットの様式は事故報告書を簡略化したもので構いません。 ・事故は「起こったこと」、ヒヤリハットは「起こらなかったこと」として整理してください。怪我の有無等は関係ありません。
	・避難訓練が定期的に実施されていない。（訪問サービスを除く）	・消防法施行規則において、防火管理者の配置義務がある事業所は避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされています。また、入所施設等については、昼間のみならず夜間を想定した避難訓練を実施し、記録することが必要となります。 ・地震等への対策として、家具等の転倒防止策を講じてください。
	・サービス提供により、事故が発生した場合に保険者等への報告がされていない。	・サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければなりません。 ・医療機関における治療を必要とした場合、トラブルが発生した場合等には、事故報告書を市介護保険課へ速やかに提出してください。
	・提供するサービスの質の評価を行っていない。	・事業者は、提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととされています。 ・入所者又は利用者、家族等へのアンケートなどの方法を用いて評価し、改善に努めてください。
	・非常災害時の備蓄品を準備していない。（訪問サービスを除く）	・施設、居住系サービスについては、（入所者＋職員）×3食分×3日分（通所系サービスについては1日分）の準備が必要です。飲料水は1人1日3リットルが目安です。

分類	指導に該当する状況	解説
運営関係	・重要事項説明書に必要事項が記載されていない。（介護保険３施設、短期入所サービス共通）	・サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ることとされています。 ・短期入所サービスに関しては、通常の送迎の実施地域についても説明してください。
	・身体拘束に関する記録が十分でない。（介護保険３施設、短期入所サービス共通）	・生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は虐待に該当する行為と考えられます。 ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。拘束の実施の有無のみでなく、その際の心身の状況等を記録してください。
	・サービス提供にかかる記録を残すこと。（充実を図ること）	・居宅系サービスであればサービス実施記録など、施設系サービスであれば介護記録などを残すようにしてください。 ・サービス提供に係る記録は、基本報酬だけではなく加算請求に係る根拠ともなりますので、詳細かつ具体的な記録を残すようにしてください。
	・計画については、作成後速やかに利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。	・介護保険サービスは計画をもとに提供するものであり、当該計画が始動する前に同意を得ることが原則となります。
	・計画とサービス提供の内容について相違が見られるので、適宜適切に計画の見直しを行うこと。	・居宅サービス計画、各サービス計画、実際のサービス提供の内容について相違が見られることがあります。いずれかを変更した場合は、他についても合わせて変更するようにしてください。
	・居宅サービス計画に沿って、サービスを提供すること。	
報酬関係	・加算等の算定要件を十分に確認しておらず、要件を満たさずに加算等の請求をしている。	・加算等の算定要件を満たしていない状況で請求を行っていることが確認できた場合は、返還をしていただきます。加算等の要件については十分に確認してください。また、個別のケースで判断に迷う場合は、市介護保険課にお問い合わせください。

誤りやすい加算について（介護保険法に基づく実地指導における主な指摘内容）

《居宅サービス》

【訪問介護】

- 特定事業所加算の要件を満たさないため、自主点検のうえ報告を行うこと。
 - ※「訪問介護員ごとの研修計画の作成」や「サービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法で伝達してから開始する」など、加算の要件を満たさないため、報酬の返還を求めるもの。

【通所介護】

- 個別機能訓練加算の算定にあたっては、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL, IADL等の状況）を確認し、その記録を残すこと。
 - ※適切な個別機能訓練計画策定のため、自宅での生活状況等について実際に居宅を訪問して確認するもの。
- 運動器機能向上加算の算定にあたっては、概ね3月程度で達成可能な目標（長期目標）及び概ね1月程度で達成可能な目標（短期目標）を設定すること。
 - ※効果的な運動器機能訓練の実施のために、長期目標だけでなく、長期目標を達成するための短期目標を設定することが要件となっているが、短期目標が設定されていなかったため是正を求めるもの。

【短期入所生活介護】

- 夜勤職員配置加算の算定にあたっては、夜勤時間帯の設定を16時間としたうえで行うこと。
 - ※加算の算定に必要な人員基準を計上する上で必要な時間の設定が16時間ではなかったため是正を求めるもの。

○常勤換算方法により配置すべき職員数を算定する場合、常勤職員が勤務すべき暦月当たりの勤務時間数を正確に算定すること。

※運営基準で定められた配置基準を満たしているかの確認を求めるもの。

《施設サービス》

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○看護体制加算について、要件を満たさない月について自主点検の上、報告すること。

※常勤専従の看護師の配置人数について要件を満たしていなかったもの。

算定区分に誤りがあったため、報酬の返還を求めるもの。

○日常生活継続支援加算について、算定要件を満たすかどうか確認し、結果を報告すること。また、算定要件を満たさない月について、自主点検の上、報告すること。

※新規入居者に係る要件は、その入居の日における判定結果であるかどうかの確認を求めるもの。

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設】

○初期加算の算定誤りについて取り下げること。

※ショートステイからの連続利用について、日を空けることなく引き続き当該施設に入所していたため、報酬請求の取り下げを求めるもの。

介護保険サービス事業者の指定取消等処分について

1 平成28年度(全国版)

介護保険事業所における指定の効力停止(一部又は全部)及び指定取消の件数について

介護サービスの種類			効力 停止 件数	取消 件数	取消事由件数(複数回答あり)									
					人員に ついて、基 準を満た すことが できなくな った	設備及び 運営に関 する基準 に従った 適正な運 営が、で きなくな った	要介護 者の人 格を尊 重する 義務に 違反し た	介護給 付費の 請求に 関して 不正が あった	帳簿書類 の提出命 令等に従 わず、又 は虚偽の 報告をし た	質問に対 し虚偽の 答弁をし 又は検査 を拒み、 監査を妨 げた	不正の 手段に より、指 定を受け た	介護保険法 その他保健 医療若しく は福祉に関 する法律に 基づく命令 に違反した	その 他	
指定居宅サ ービス	訪問介護	8	35	5	10	1	32	11	2	8	4	5		
	訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問看護	2	3	0	0	0	2	2	0	2	0	1		
	訪問リハビリテーション	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	通所介護	9	5	0	0	0	4	2	2	1	0	1		
	通所リハビリテーション	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	短期入所生活介護	3	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1		
	短期入所療養介護	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特定施設入居者生活介護	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福祉用具貸与	1	2	1	1	0	1	1	0	1	0	1		
	特定福祉用具販売	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	1		
	居宅介護支援	11	25	1	5	0	22	4	2	1	1	8		
施設サ ービス	介護老人福祉施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護老人保健施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
指定介護予 防サ ービス	介護予防訪問介護	7	32	5	6	0	12	4	1	8	17	5		
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護予防訪問看護	2	3	0	0	0	2	2	0	2	0	1		
	介護予防訪問リハビリテーション	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護予防通所介護	13	8	1	1	0	2	4	3	1	4	2		
	介護予防通所リハビリテーション	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護予防短期入所生活介護	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	1		
	介護予防短期入所療養介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護予防特定施設入居者生活介護	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護予防福祉用具貸与	1	2	1	1	0	0	1	0	1	0	1		
	介護予防特定福祉用具販売	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	1		
	介護予防支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
指定地域密着 型 サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	地域密着型通所介護	7	3	2	1	0	1	1	1	1	1	2		
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小規模多機能型居宅介護	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0		
	認知症対応型共同生活介護	5	3	0	0	0	2	0	0	1	0	1		
	地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
防着指 定型定 介護地 域密 着予 密	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0		
	介護予防認知症対応型共同生活介護	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
業 支 援 事 業 (日 常 生 活 防 止 支 援 事 業)	介護第一号訪問事業	1	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0		
	介護第一号通所事業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
合計		101	137	20	29	1	82	34	13	33	33	33		

2 全国の処分事例(平成 28 年度)

下記は、介護サービス事業者等が指定の効力停止(一部又は全部)又は指定の取消処分を受けた全国の主な事例です。

なお、下記の事例は一部であり、他の違反事例により処分を受けている事業所も数多くあります。介護保険事業所等は介護保険法、関係法令及び関係通知に定められた基準等を遵守し、事業所等を適正に運営するとともに、常にその介護サービス事業の運営の向上に努めなければならないことにご留意ください。

処分事由	根拠条文	違反事例
人員について、基準を満たすことができなくなった	介護保険法(以下、「法」) 第 77 条第 1 項第 3 号	・管理者、専門相談員の配置がなく、人員基準を満たしていなかった。(福祉用具貸与、特定福祉用具販売) ・サービス提供責任者が同法人の住宅型有料老人ホームの管理者を兼務して常駐しており、常勤専従の要件を満たしていなかった。(訪問介護)
設備及び運営に関する基準に従った適正な運営が、できなくなった	法第 77 条第 1 項第 4 号	・計画に沿ったサービスを提供していない。サービス提供記録がない。また、訪問介護従事者ではないサービス付高齢者向け住宅の職員によるサービス提供があった。(訪問介護) ・有料老人ホームで提供すべきサービスと訪問介護事業所として提供すべきサービスを、明確に区別することなく一体的に提供し、居宅サービス計画書に基づかない形態によるサービス提供が行われていた。また、訪問介護計画書を作成せず、居宅サービス計画書のみによって訪問介護サービスを提供していた。(訪問介護)
	法第 84 条第 1 項第 3 号	・サービス提供にあたり、利用者、家族への説明、同意、ケアプラン交付が行われていなかった。ケアプラン作成のためのアセスメントが未実施。モニタリングを行っていない、また、記録をしていなかった。(居宅介護支援)
利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した	法第 78 条の 10 第 1 項第 6 号	・介護職員が利用者に対し、頭や首を押さえこみ頬をはたく、頭をたたく等の身体的虐待を行った。(認知症対応型共同生活介護)
	法第 77 条第 1 項第 5 号	・車いす利用者に対し、長時間にわたり拘束ベルトにより拘束した。(特定施設入居者生活介護) ・管理者は不正に引き出す目的で利用者にキャッシュカードを作るよう誘導し、その作らせたキャッシュカードを使用するなどして、利用者は無断で引き出し、管理者の借金返済及び生活費に充てた。(短期入所生活介護)
介護給付費の請求に関して不正があった	法第 77 条第 1 項第 6 号	・住所変更後所在地で事業所運営をせず、前住所地で運営をして、同一建物減算の要件であるにも係わらず、10%の減算をせずに介護給付費を請求し、受領した。(訪問介護) ・1名の利用者について、通所介護サービスを提供していないにもかかわらず、介護報酬を架空に請求した。(通所介護)
	法第 104 条第 1 項第 6 号	・常勤として勤務すべき管理者兼医師が常勤として勤務せず、人員基準を満たしていない状況にも関わらず、本来であれば減算請求すべきところを減算せずに、また、算定できない加算も算定し、請求、受領した。(介護老人保健施設)
	法第 84 条第 1 項第 6 号	・運営基準減算に該当することを知りながら、減算を行わず居宅サービス計画費を不正に請求するなどした。(居宅介護支援) ・担当者会議、モニタリングの未実施。また、無資格者によるサービス提供を行った。(居宅介護支援)

	法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号	・実際には入居していない利用者の介護サービス費等を不正に請求した。(認知症対応型共同生活介護)
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	法第 115 条の 9 第 1 項第 6 号	・監査において、長期病休で不在の生活相談員が出勤したとする虚偽の出勤簿及び勤務表を提出した。 (介護予防通所介護)
	法第 77 条第 1 項第 7 号	・無資格の訪問介護員がサービスを提供しているにもかかわらず、別の訪問介護員がサービスを提供したように装うため、サービス提供記録を改ざんし、虚偽の報告をした。 (訪問介護)
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、監査を妨げた	法第 78 条の 10 第 1 項第 10 号	・法人代表者が監査において、職員より虐待の報告を受けたことがない旨の虚偽答弁を行った。 (小規模多機能型居宅介護) ・監査において、調査により勤務実績がない等の事実が確認されているにもかかわらず、それを否定し、虚偽の答弁を行った。(地域密着型通所介護)
不正の手段により指定を受けた	法第 77 条第 1 項 第 9 号	・指定申請時に、代表者・所在地・サービス提供責任者・訪問介護員・賃貸契約書について虚偽の申請を行い指定を受けた。(訪問介護) ・常勤勤務が不可能な職員を常勤職員として指定申請し、不正の手段による指定を受けた。(訪問看護)
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	法第 78 条の 10 第 1 項第 12 号	・介護職員に対するストレスマネジメント、メンタルヘルスケアに関する取組が未実施だった。また高齢者虐待防止措置の未実施、報告体制の整備不足等、危機管理体制の整備がなされていなかった。 (高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 20 条に違反) ・職員による虐待について、保険者への報告が未実施だった。 (高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 21 条に違反) (以上、同一の認知症対応型共同生活介護)
その他 (不正不当)	法第 104 条第 1 項第 10 号	・実地指導、更新申請及び変更届において、勤務実態が無い従業員を配置しているかのように記載して提出した。 (介護老人保健施設)

3 名古屋市の処分事例(平成 29 年度)

(1) 処分内容：指定の取消

(2) 事業種別：(介護予防) 特定施設入居者生活介護

(3) 処分理由①：事業所の閉鎖を突然決定し、それに伴い必要な利用者及びその家族への説明や閉鎖後の生活の場の確保について、取締役兼管理者が利用者のために忠実に職務を行わなかった。(法第 77 条第 1 項第 5 号及び第 11 号、法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号)

処分理由②：事業所の運営に必要な人員が確保されておらず、運営基準を満たしていない状況が継続している。(法第 77 条第 1 項第 3 号、法第 115 条の 9 第 1 項第 2 号)

処分理由③：電気、水道等のライフラインが停止しており、介護事業所として適切な設備の使用が不可能な状況である。(法第 77 条第 1 項第 4 号、法第 115 条の 9 第 1 項第 3 号)

介護給付適正化事業について

1 趣旨

利用者に対する適切な介護サービスを確保しつつ、不適切な給付を削減することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

2 内容

(1) 要介護認定調査の適正化

市職員が、委託事業所等の調査員による認定調査に同行又は代行し、調査方法についての助言・指導を行うとともに、提出された調査票の内容についての点検・指導を実施します。

(2) ケアプランチェック

介護支援専門員が作成したケアプランについて、市職員が介護支援専門員とともに記載内容を確認し、ケアマネジメントの質の向上の取り組みを推進するとともに、より適正なサービス等に是正する観点から実施します。

(3) 介護保険サービス事業者への指導の実施

サービスの質の確保を図るためには、事業者が介護保険制度を正しく理解し、利用者のニーズにあったサービスを提供することが必要となるため、今後も事業者に対してよりよいサービス提供の実施を目的とした実地指導等を実施します。

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

愛知県国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに、請求内容に疑義のある介護保険サービス事業者を特定し、請求内容の確認を実施します。

(5) 介護給付費通知

利用者本人または家族に対して、利用したサービスの回数やかかった費用等をお知らせする通知を送付します。

(6) 住宅改修実態調査

市職員が住宅改修の対象となる住宅を訪問し、支給要件を満たしていること又は申請内容と施工内容の間に相違がないことを確認します。

(7) その他

ア 事業所規模の区分の算定について（通所介護・通所リハビリテーション）

通所介護費の算定の基となる事業所規模の区分については、前年度の1月当たりの平均利用延人員数で決定します。平均利用延人員数を把握するため、算定区分確認表（参考様式13-1又は13-2）を必ず毎年作成し、確認表は保管をしてください。なお、利用実績を集計する際に、愛知県国民健康保険団体連合会へ提出

する「請求明細書」の対象人数で集計するようにしてください(月遅れ請求がある場合等は注意してください)。事業所規模の区分が変更になる場合は、通所介護等の算定区分確認表を名古屋市介護事業者指定指導センターへ提出する必要があります。

一方、要支援者や事業対象者の専門フロアを設けている事業所など、通所介護事業が予防専門型通所サービス事業と分離されて実施されている場合には、当該予防専門型通所サービス事業の利用者を平均利用延人員数に含めません。

ご注意ください！

通所介護及び通所リハビリテーション事業所は毎年必ず計算書の作成が必要です。計算書が作成されていない場合や、計算方法を誤っている場合が散見されますので、算定区分確認表をよく確認した上で、作成してください。

誤った規模で請求を行う事業者は、給付実績等の情報から特定することが可能であり、報酬の返還が発生する場合があります。

イ 医師が行う居宅療養管理指導費について

診療報酬（医療保険）における在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料（以下「在宅時医学総合管理料等」という。）を算定する利用者に対し、介護保険における居宅療養管理指導費を算定する場合は、請求する単位数が異なるためご注意ください。

<医師が単一建物居住者1人に対して行う場合の居宅療養管理指導費>

在宅時医学総合管理料等の算定	居宅療養管理指導の回数	1回あたりの単位数
あり	月2回まで	294単位
なし	月2回まで	507単位

ウ 特定事業所集中減算における適用変更

平成30年度の改正により、判定対象サービスが「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「福祉用具貸与」に限定されました。

正当な理由の有無にかかわらず、判定結果が80%を超える場合には、これまで通り届出が必要です。届出方法等に関しては、「NAGOYA かいごネット」を確認してください。

エ 軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書

福祉用具貸与における「軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書」は、例外給付の要件に当てはまることを確認するために介護支援専門員が提出してください。介護扶助を受けていた被保険者でなかった者が65歳に到達して第1号被保険者になった場合については、確認申請書が新たに必要となる場合があります。

ケアプランチェックにおける確認項目

1 アセスメント関連項目（1）

（1）目的

介護支援専門員として、アセスメントを行う理由を理解し、その役割が十分果たせているか

（2）確認事項

ア 利用者の生活課題（ニーズ）の内容を明らかにしているか

イ 利用者の能力を明らかにしているか

ウ 利用者及び家族に必要な情報収集を包括的に行い、家族等の主張と介護支援専門員として把握した客観的事実の両方を押さえているか

エ 利用者及び家族にアセスメントの必要性を理解してもらえたか

オ 現状に関する予後予測とサービス導入後の予後予測を行ったか

カ 利用者の負担とならないような時間で、アセスメントができたか

2 アセスメント関連項目（2）

（1）目的

利用者の「個別性・その人らしさ」を大切にするためにも、大切な情報である生活歴や生活状況の聞き取りを適切に行っているか

（2）確認事項

ア 利用者以外の家族などから生活状況等の聞き取りができたか

イ 利用者が生活してきた中で大切にしてきたものやエピソード、価値観、趣味、得意なことなど、その人らしさを象徴する情報が簡潔に記載されているか

ウ 利用者本人からの生活状況等の聞き取りができたか

エ 利用者や家族に対し、不快や不信感を与えることなく、生活状況等の聞き取りができたか

3 アセスメント関連項目（3）

（1）目的

認定情報の内容を確認しているか

（2）確認事項

ア 利用者の認定結果(要介護状態区分・介護認定審査会の意見・支給限度額・認定有効期間等)についての記載がされているか

イ 認定調査票の内容も参考にするとともに、介護支援専門員自身がそれらの内容について、自分の目で観察・確認を行ったうえで、記録として残しアセスメントに活かしているか

ウ 必要に応じて利用者の了解を得て、主治医に意見をうかがうなど、新たな情報収集を行っているか

エ 認定の有効期間等も配慮した計画書の作成が行われているか

4 アセスメント関連項目（4）

（1）目的

- ア ADL(移動・立ち上がり・排泄・入浴・更衣・整容等)・IADL(調理・掃除・洗濯・金銭管理・買物等)に関するアセスメントが、現状の「できない行為」だけでなく、継続している行為やなんらかの理由であきらめている行為に着目し、そのプロセスが「維持・改善・向上の方法」を利用者(家族)とともに見出すものになっているか
- イ ADL・IADLに影響を及ぼしている個人に起因する要因(心身の健康、心身の機能、対人関係をとる力、意欲・動機づけ)だけでなく、環境による要因(人的環境・物理的環境・経済的環境・制度的環境)まで把握できているか
- ウ 本人・家族からの情報収集を対話(筆談含む)、動作や環境の目視など五感を使って多面的に行っているか

（2）確認事項

- ア 把握したADLやIADLの状況から、どのような支援を行えば現在の状態の維持・改善・向上につながるかなど、予測を立てた「見立て」ができているか
- イ 利用者が認知症や精神疾患等で十分にADLやIADLについて意思伝達ができない場合、家族や関係者から情報を得るなどして状況を把握しているか
- ウ ADL・IADLの実態について、利用者の状態、周囲の環境の両方からアセスメントを行い、課題を導き出すことができているか
- エ ADLやIADLについて、具体的に誰がどのように行っているかを把握しているか
- オ 本人及び家族からの情報収集では、対話以外に筆談や環境の目視などからも情報を入手するなど、個別に応じた把握の仕方を実践できているか

5 アセスメント、第3表関連項目

（1）目的

- 本人及び家族の日常の過ごし方を把握することで、利用者及び家族の生活全体を捉えることができ、情報収集やアセスメントの過程に課題が残っていないか

（2）確認事項

- ア 起床時間から就寝までの「一日の生活リズム」(整容、食事、散歩、掃除、昼寝、買物、洗濯、入浴等)が具体的に記載されているか
- イ 主たる介護者の「介護への関わり」や不在の時間帯等について記載されているか
- ウ 夜間を含めた介護者の介護への関わりの内容(整容・排泄・吸引・吸入・食事・移動・入浴・清拭・体位変換・移乗等)が具体的に記載されているか
- エ 一日の生活の中で習慣化していることが記載されているか

6 第1表関連項目（1）

（1）目的

- 記載すべき内容の理解及び記載漏れがないか

（2）確認事項

- ア 必要事項の記載がされているか
- イ 利用者及び家族の意向の記載がされてるか

- ウ 介護認定審査会からの意見及びサービスの種類が記載されているか
- エ 総合的な援助の方針が記載されているか
- オ 生活援助中心型の算定理由が記載されているか

7 第1表関連項目（2）

（1）目的

「課題(ニーズ)」と「利用者及び家族の生活に対する意向」との間に関連性があるかを振り返ったうえで、アセスメントが適切に行われていたか

（2）確認事項

- ア 課題と「利用者及び家族の生活に対する意向」との間に関連性があるか
- イ 認定調査表、主治医意見書、被保険者証、サービス提供事業所・者・主治医からの情報提供等、利用者及び家族からの情報以外にも必要に応じて関係者からも意見を収集し、意向や課題が明確になるように支援しているか
- ウ 標準課題分析項目等を活用し、課題の抽出ができていますか

8 第1表関連項目（3）

（1）目的

総合的な援助の方針は、介護支援専門員が目指す方針ではなく、ケアチーム（利用者及び家族を含む）としての総合的な援助方針であることが理解できているか、また緊急事態が想定される場合などの対応についてもケアチームで共有・調整できているか

（2）確認事項

- ア 利用者及び家族を含むケアチームが、目指すべき方向性を確認し合える内容が記載されているか
- イ サービス担当者会議の開催を行ったか
- ウ サービス担当者会議が開催できなかった場合に、どのようにケアチームの方向性を確認し、合意形成したか
- エ 緊急事態が想定される場合は、対応機関やその連絡先、対応の方法等についての記載がされているか

9 第1表関連項目（4）

（1）目的

居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合、その算定理由となる根拠を押さえることができていますか

（2）確認事項

- ア 単に形式的な要件のみでサービス提供の有無を算定していないか
- イ 生活援助中心型の算定理由を、介護支援専門員が根拠をもって説明できるか
- ウ 判断に迷う場合は、自分だけで判断せず、保険者、地域包括支援センター等に相談し、客観的な意見を求めているか

10 第2表関連項目（1）

（1）目的

それぞれの課題（ニーズ）が導き出された経緯(原因や背景)を振り返ること

で、自立支援に向けた適切なアセスメントが行われていたか

(2) 確認事項

- ア 介護サービスを利用するための課題抽出となっていないか
- イ それぞれの課題(ニーズ)が導き出された原因や背景を押さえているか
- ウ 状態(状況)の改善・維持・悪化防止など、自立支援に向けたアセスメントの視点をもとにそれぞれの課題(ニーズ)を導き出しているか
- エ 課題の中にサービスの種類が記載されていないか

1 1 第2表関連項目(2)

(1) 目的

長期目標は、短期目標が一つずつ解決できたゴール(結果)として利用者及び家族が具体的にイメージできるような表現での記載ができていますか

(2) 確認事項

長期目標は、短期目標が一つずつ解決できたゴール(結果)として利用者及び家族が具体的にイメージできるような表現での記載になっているか

1 2 第2表関連項目(3)

(1) 目的

長期目標を達成するための具体的な活動(支援)の目標と期間の設定が行われているか

(2) 確認事項

短期目標は長期目標を達成するための具体的な「活動の目標」になっているか

1 3 第2表関連項目(4)

(1) 目的

- ア サービス内容と種別ごとに、どのような根拠で利用頻度と期間を設定しているか
- イ 利用期間については、モニタリングを行うことを意識して、必要な期間設定ができていますか

(2) 確認事項

- ア モニタリングでの評価も参考にし、必要に応じた期間での援助内容(サービス内容・種別・頻度・期間)の見直しをおこなっているか
- イ サービス時間・曜日がサービス提供事業者の都合が優先されていないか

1 4 第3表関連項目

(1) 目的

利用者の状態は変化するものであることを理解し、一時的に必要なサービスなども含めて記載する必要性や週単位以外のサービスにも介護保険サービスが含まれているため、利用している介護保険サービス全体を把握しているか

(2) 確認事項

「週単位以外のサービス」欄の目的を理解し、記載しているか

住居において「介護保険」と「介護保険外」のサービスが混合して提供される場合における訪問介護サービスに係る給付の算定要件及び居宅サービス計画の作成等について

1 趣旨

本市が実施する介護保険法に基づく実地指導・監査、老人福祉法に基づく立入検査等の際に不適正な事例が散見されている。不適正な行為が無自覚に行われているとすれば、それ自体が市民の信託を裏切る行為であり、また、介護保険の適正実施のために真摯に取り組んでいる他の指定介護保険事業者の信頼まで著しく損ねるものであることを十分認識していただく必要がある。

そこで、『住居において「介護保険」と「介護保険外」のサービスが混合して提供される場合における訪問介護サービスに係る給付の算定要件及び居宅サービス計画の作成等について（26 健介保第 697 号 平成 26 年 8 月 5 日付け通知）』（以下「通知」という。）を再度周知徹底するもの。

通知の全文は、NAGOYA かいごネット参照

NAGOYA かいごネットトップページ→【事業者向け】ページ

→【事業者指導】ページ→「運営の手引きについて」欄

(URL : <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/>)

2 通知の内容

（１）対象の住居

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのほか、住宅型有料老人ホーム等の届出の有無に関わらず、入所者への食事の提供等、何らかの介護サービスが提供される住居

（２）介護保険法に基づく主な不適正事例

- ①当該住居において提供される「介護保険外」サービスの提供体制及び提供内容が明らかにされていない、又は口頭によるあいまいな説明しかされていない状態の下で、居宅サービス計画を作成している。
- ②居宅サービス計画の内容が、利用者個々の健康状態、ADL、IADLなどの状態像に照応しておらず、当該住居の管理者等に依頼された内容で作成されており、利用者又は家族の選択に基づかないサービス提供を容認している。
- ③介護保険の趣旨を逸脱して、当該住居の利用者に対して画一的な訪問介護サービスを提供する内容の居宅サービス計画となっている。（「介護保険外」での日常生活上の世話や生活支援サービス等を考慮せず、区分支給限度基準額いっぱいまで「介護保険」によるサービスを位置づけている。）
- ④前記①から③までの状態の下で、区分支給限度基準額に達する居宅サービス計画

が作成されている。

- ⑤「介護保険」と「介護保険外」のサービス提供は、別の時間帯に、別のサービスとして行われなければならないが、明確に区分をせずにサービス提供を行って、訪問介護費及び当該住居の利用料金をそれぞれ徴収している。
- ⑥当該住居の運営事業者が運営する訪問介護事業所のサービス利用が当該住居の利用者に集中しており、抱え込みや個人情報の不適正な管理などの問題がある。
- ⑦居宅サービス計画に、「介護保険外」のサービス内容が位置付けられていない。
- ⑧居宅サービス計画及び訪問介護計画に、訪問介護のサービス区分を決定するために必要な具体的サービス内容、サービス内容に対応する標準的な所要時間が記載されていない。

(3) 住居において「介護保険」と「介護保険外」のサービスが混合して提供される場合の訪問介護サービスに係る給付の算定要件について

次の①から⑥までのすべての要件を満たす必要があること。

- ①利用者の生活の本拠として認められること（居宅と認められること）。
- ②客観的な課題分析の方式により、適切なアセスメントが行われていること。
- ③「介護保険」と「介護保険外」のサービス内容が盛り込まれた居宅サービス計画が作成されていること。
- ④居宅サービス計画の内容に沿った「訪問介護計画書」が作成され、かつ「介護保険外のサービス計画書」が作成・交付されていること。
- ⑤「訪問介護計画」に沿った訪問介護サービスの提供が実際に行われ、かつ、訪問介護サービスの実績記録が整備されていること。
- ⑥「介護保険外サービス計画書」に基づき提供されるサービスの実施記録が整備されていること。

(4) 住居において「介護保険」と「介護保険外」のサービスが混合して提供される場合における居宅サービス計画の作成等について

居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される「介護保険」サービスが特定の種類や特定の事業者又は施設に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。また、利用者に提供される「介護保険」サービスは、「介護保険外」サービスでの日常生活上の世話や生活支援サービス等を考慮して、提供されなければならない。以上から、次の点に留意して居宅サービス計画の作成等を行うこと。

① 24時間生活タイムテーブルシートの作成

「介護保険」と「介護保険外」のサービスを明確に区分するために作成するもの。

② 週間サービス計画表（第3表）の作成

③ モニタリング時における適正なサービス利用状況の確認

3 改善指摘事例について

○居宅介護支援事業所に対する指摘内容

分類	指摘に該当する状況	解説
運営関係	・住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下、住宅型有料老人ホーム等）の入居者のケースで、施設サービスの内容が明確に把握されていない。	・「介護保険外」のサービス内容が明らかになっていないと適切なアセスメントは出来ず、居宅サービス計画の作成ができません。「介護保険」と「介護保険外」のサービスを明確に区分するため、住宅型有料老人ホーム等の管理者などから、「介護保険外」サービスの提供内容および提供時間を聞き取った上で、利用者24時間生活タイムテーブルシートなどを作成し、活用してください。施設サービス以外の障害サービス、家族ケアなどインフォーマルサービスについても適切に把握し、計画に位置づけてください。
	・住宅型有料老人ホーム等の管理者などからの依頼により、入居者に対して支給限度額いっぱいまで画一的に介護保険のサービスを位置づけている。	・ <u>介護保険サービスは、施設サービスでは補えない部分について利用が検討されるものであること</u> を十分意識し、利用者個々のADLやIADLなどの状態像を把握し、利用者や家族の選択・希望を十分に配慮しケアプランを作成してください。 <u>施設管理者などからの依頼により、画一的にケアプランを作成することは認められません。</u>
	・訪問介護事業所や住宅型有料老人ホーム等の都合により、介護保険サービスの提供時間が決められている。	・介護保険サービスの提供時間は、訪問介護事業所や施設の都合により決められるものではなく、ケアマネジャーの適切なアセスメントから導きだされるものです。訪問介護事業所や施設の一方的な都合によりサービス提供時間が決められることは認められません。
	・住宅型有料老人ホーム等に入居することが決まった際、施設に併設しているなどの、特定の居宅介護支援事業所へ変更するよう、利用者、家族などに強要している。	・入居前に利用していた居宅介護支援事業所の継続利用も含めて、どの居宅介護支援事業所を利用するかは、利用者、家族などの意思が尊重されなければならない、事業所の都合で変更を強要することは認められません。

○訪問介護事業所に対する指摘内容（訪問系サービス共通）

分類	指摘に該当する状況	解説
運営関係	・訪問介護事業者の都合により、サービス提供時間が決められている。	・訪問介護等の介護保険サービスの提供時間は、訪問介護事業所の都合により決められるものではなく、ケアマネジャーの適切なアセスメントから導きだされるものです。訪問介護事業所の一方的な都合によりサービス提供時間が決められることは認められません。

運営関係	・計画に位置づけられた時間通りのサービスが提供されていない。	・住宅型有料老人ホーム等の入居者に対するサービス提供について、<u>ケアプランに位置づけられた時間ではない時間</u>にサービス提供がされている、又は<u>ケアプランに位置づけられた時間よりも短い時間でサービスが終了している</u>事例が見られます。必要であれば、担当ケアマネジャーと調整するなどし、訪問介護計画を変更していただく必要があります。また、計画通りのサービスが提供されていない場合、給付費の返還を求める場合がありますので十分注意してください。
	・1人の訪問介護員が複数の利用者に同時にサービス提供をしている。	・訪問介護については、ケアプラン、訪問介護計画等に基づき、1対1でサービス提供をすることが原則ですが、住宅型有料老人ホーム等の食事介助などにおいて、<u>計画に位置づけられている利用者以外の利用者に対する介助も同時に行っている</u>事例が見られます。1人の訪問介護員が複数の利用者に同時にサービス提供をすることは認められませんので、十分注意してください。
	・訪問介護記録、住宅型有料老人ホーム等の記録が混在している。	・訪問介護記録、住宅型有料老人ホーム等の記録が混在している事例が見られます。訪問介護について、提供日、提供時間、提供したサービスの具体的な内容などを住宅型有料老人ホーム等の記録とは明確に区別をして、記録に残してください。
	・訪問介護記録のサービス提供時間について、実際にサービスを提供した時間ではなく、計画に記載された時間を一律に記録に残している。	訪問介護記録は、<u>サービス提供が終了した後で、実際にサービス提供をした時間、内容等</u>を正確に記録に残してください。記録が正しく残されておらず、客観的に提供したサービスの時間、内容などが不明確な場合、不適切な請求として給付費の返還を求める場合があります。
職員関係	・訪問介護と住宅型有料老人ホーム等との人員配置が明確に区分されていない。職員自身が、いずれのサービスに従事しているか意識していない。	・訪問介護事業所の職員と、住宅型有料老人ホーム等の職員が兼務をする場合には、兼務関係を明示し、勤務時間中に従事する業務が把握できる勤務表等を作成して、適切な管理に努めてください。 ・管理者やサービス提供責任者を中心に、それぞれの職員がきちんと制度の理解、基準の遵守に努められるような職場環境になるよう心がけてください。
	・専ら訪問介護に従事しなければならないサービス提供責任者が、住宅型有料老人ホーム等の業務に従事している。	・専ら訪問介護の業務に従事させなければならないサービス提供責任者が、住宅型有料老人ホーム等の業務に従事している事例が見られますが、訪問介護の人員基準違反になります。ただし、常勤換算方法による非常勤のサービス提供責任者の場合、サービス提供責任者として従事すべき時間以外の時間帯は、住宅型有料老人ホーム等の業務に従事できる場合があります。

○住宅型有料老人ホーム等に対する指摘内容

分類	指摘に該当する状況	解説
運営関係	・住宅型有料老人ホーム等が提供するサービスが明確になっていない。	・入居者が介護保険サービスを利用する場合は、住宅型有料老人ホーム等のサービスでは補えない部分について利用が検討されるものであることに十分留意し、施設が提供するサービスについて明確にしてください。 ・住宅型有料老人ホーム等が提供するサービスについて、契約書や重要事項説明書に明記してください。また、施設サービス計画書等を作成するなどにより、施設が提供するサービスを明確にし、ケアマネジャーに情報提供してください。
	・入居に際して、当該住宅型有料老人ホーム等に関連する、特定の居宅介護支援事業所や訪問介護事業所の利用を強要している。	・どの介護保険事業所を利用するかは、利用者や家族の選択によるものでなければなりません。近隣の介護サービス事業所についても情報提供を行い、特定の事業所を利用することが入居の条件になっているかのような誤解を与えないようにしてください。
職員関係	・常時介護に対応できる職員体制がとられていない。	・24時間を通して有料老人ホームの職員が不在の時間帯がないよう、職員を配置してください。 ・配置する職員の数については、入居者数や提供するサービスの内容に応じて、支障のない職員数を配置してください。 ・訪問介護等と兼務をする場合において、訪問介護等の業務に従事している時間は、有料老人ホームの職員が配置されている時間とはみなされないので、注意してください。
	・訪問介護等と兼務している職員について、兼務関係が明確になっていない。また、それぞれの業務に従事する時間帯が明確になっていない。	・兼務関係を明示し、勤務時間中に従事する業務が把握できる勤務表等を作成して、適切な管理に努めてください。